

栄区水害対策連絡協議会

令和元年6月20日(木)
15時10分から16時00分まで
栄区役所 新館4階8号会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

栄区長

3 議 題

水害用広報スピーカーの放送訓練について 資料 1

4 報告事項

(1) 平成30年度の水防活動実績について 資料 2

(2) 栄区における水害対策関連事業について 資料 3

(3) 即時避難勧告対象区域の更新(庄戸五丁目の一部除外)

について 資料 4

(4) 緊急速報メールの周知について 資料 5

(5) 風水害における避難所開設の見直し(暫定)について

資料 6

栄区水害対策連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 風水害・土砂災害（以下「風水害等」という。）から栄区民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるよう防災体制の強化・充実を図るとともに、風水害等発生時に迅速かつ適切な応急活動を展開できるようにするため、栄区水害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その円滑な推進を図るものとする。

- (1) 風水害等発生時の活動計画に関すること
- (2) 風水害等対策訓練に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる防災関係諸機関及び関係諸団体の代表者を委員として組織する。

(役員等)

第4条 会長は栄区長（栄区災害対策本部長）、副会長は栄区連合町内会会長、栄区副区長（栄区災害対策副本部長）をもって充てる。

2 顧問は、栄区選出の区市議員をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長（栄区副区長）がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議の開催は不定期とし、会長が必要と認めたときに随時召集し、開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成17年6月9日から施行する。

この要綱は平成27年6月12日から施行する。

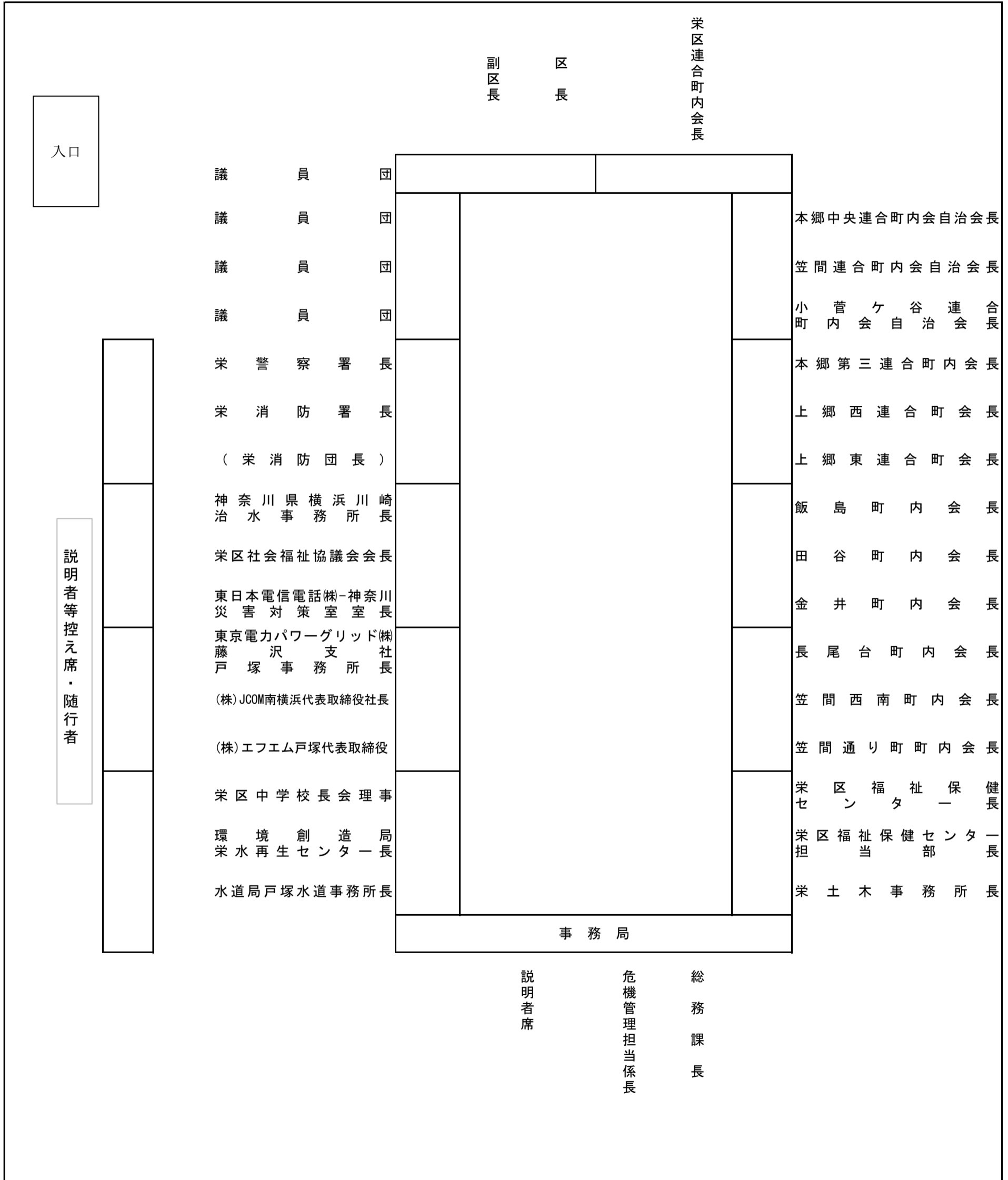
栄区水害対策連絡協議会名簿

(令和元年6月17日現在)

役 職	会 員 名	
会 長	星崎 雅代	栄区長
副会長	磯崎 保和	栄区連合町内会長
副会長	見上 正一	栄区副区長
委 員	持田 忠	笠間連合町内会自治会長
委 員	田中 健次	小菅ヶ谷連合町内会自治会長
委 員	細田 利明	本郷中央連合町内会自治会長
委 員	山田 直樹	本郷第三連合町内会長
委 員	黒木 さち子	上郷西連合町会長
委 員	芦川 弘	上郷東連合町会長
委 員	横川 恵	飯島町内会長
委 員	加藤 重雄	田谷町内会長
委 員	安藤 暁	金井町内会長
委 員	飯島 康夫	長尾台町内会長
委 員	落合 利夫	笠間西南町内会長
委 員	平井 薫	笠間通り町町内会長
委 員	宮田 孝	栄警察署長
委 員	味上 篤	栄消防署長
委 員	増田 明彦	栄消防団長
委 員	井上 修	東日本電信電話(株) 神奈川事業部 災害対策室室長
委 員	村富 利雄	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社 戸塚事務所長
委 員	田島 真	(株)ジェイコム南横浜 代表取締役社長
委 員	福原 稔	(株)エフエム戸塚 代表取締役
委 員	日浦 美智江	栄区社会福祉協議会会長
委 員	川上 裕二	栄区小学校長会
委 員	山下 昌永	栄区中学校長会
委 員	鶴木 拓也	神奈川県横浜川崎治水事務所長
委 員	小泉 裕直	環境創造局栄水再生センター長
委 員	二見 友久	水道局戸塚水道事務所長
委 員	青木 匡史	栄区福祉保健センター長
委 員	小泉 信義	栄区福祉保健センター担当部長
委 員	鈴木 誠	栄土木事務所長
顧 問	楠 梨恵子	栄区議員団 (県会議員)
顧 問	大桑 正貴	栄区議員団 (市会議員)
顧 問	輿石 且子	栄区議員団 (市会議員)
顧 問	長谷川 えつこ	栄区議員団 (市会議員)

栄区水害対策連絡協議会座席表

令和元年6月20日（木）
栄区役所新館8号会議室



水害用広報スピーカーの放送訓練について（案）

河川の溢水等による避難勧告等の緊急事態の際は、いたち川下流域及び柏尾川周辺に設置してある水害用広報スピーカーを活用して情報伝達を行います。

今回、防災体制の強化を図ることを目的として、放送訓練を実施しますのでお知らせします。近隣の住民の方にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

1 日 時

令和元年 7 月 3 日（水） 午前 10 時 00 分から 12 時 00 分頃まで

2 場 所

① 飯島町内会館（10：00 頃）、② 飯島跨線橋付近（10：20 頃）、③ 田谷御霊神社内（10：40 頃）、④ 長尾台町内会館（11：00 頃）、⑤ 笠間通り町町内会館（11：20 頃）

3 実施者

栄区役所総務課

4 実施内容・目的

栄区役所内にある放送送受信機を活用し、各水害用広報スピーカーを順次鳴動させ、下記事項について確認します。

- (1) 機器の動作確認
- (2) 音声の伝達可能範囲の確認

5 その他

- (1) 本委員の町内会長様におきましては、本訓練のお知らせを掲示板に掲示くださいますようお願いいたします。
- (2) 訓練放送時に何かお気づきの点があれば、下記担当者までご連絡ください。

担当：総務課庶務係 御所脇 江田 中山
電話：894-8312 FAX：895-2260
e-mail：sa-bosai@city.yokohama.jp



平成30年度の水防活動実績について

平成30年度、風水害に対応するために栄区災害対策警戒本部等を設置した状況は、以下のとおりです。

設置～解除				設置理由	降雨量(mm) ※栄消防署	
					区内1時間当たり 最大降雨量	区内降り始め からの総雨量
平成 30 年度	1	4月25日	9:19～11:55	大雨警報	13.5	60.5
	2	5月13日	19:22～22:40	水防・洪水警報	22.5	53.0
	3	7月12日	15:48～18:50	大雨警報	0.0	0.0
	4	7月25日	4:10～8:20	大雨警報	0.0	0.0
	5	7月28日	9:38～翌6:15	暴風警報、大雨・洪水警報	9.5	38.5
	6	8月8日	15:20～翌6:00	暴風警報	2.5	14.5
	7	8月12日	2:21～6:20	大雨警報	27.5	85.5
	8	8月27日	20:52～23:35	大雨警報	2.5	2.5
	9	9月5日	3:36～6:20	大雨警報	13.0	26.5
	10	9月17日	19:19～21:35	大雨警報	4.5	13.0
	11	9月30日	11:00～17:00	暴風警報、大雨・洪水警報	15.0	20.0
	12	2月9日	4:51～13:20	大雪注意報	積雪なし	

栄区における水害対策関連事業について

1 田谷地区の浸水対策について【下水道事業】

田谷地区では、関谷川（大面川と呼ばれる場合もある。）の排水能力不足により浸水被害が発生していることから、被害の軽減を図るため、大面川第二雨水幹線の整備を行います。

この整備により、田谷地区（一部戸塚区小雀地区含む）約 150ha の区域を計画降雨（概ね 50mm/hr）に対して安全となるように改善します。

【田谷地区の浸水状況（平成 26 年台風第 18 号）】



(1) 施設概要

内径 3,750mm～幅 5,200mm×高さ 2,500mm、延長 1,333m

(2) 工事概要（そのなし工事）

ア 工 事 名：栄処理区大面川第二雨水幹線下水道整備工事

イ 発 注 課：横浜市環境創造局管路整備課

ウ 施工業者：西松・東鉄・松尾建設共同企業体

エ 工事期間：平成 28 年 5 月 16 日～令和 2 年 3 月 31 日（予定）

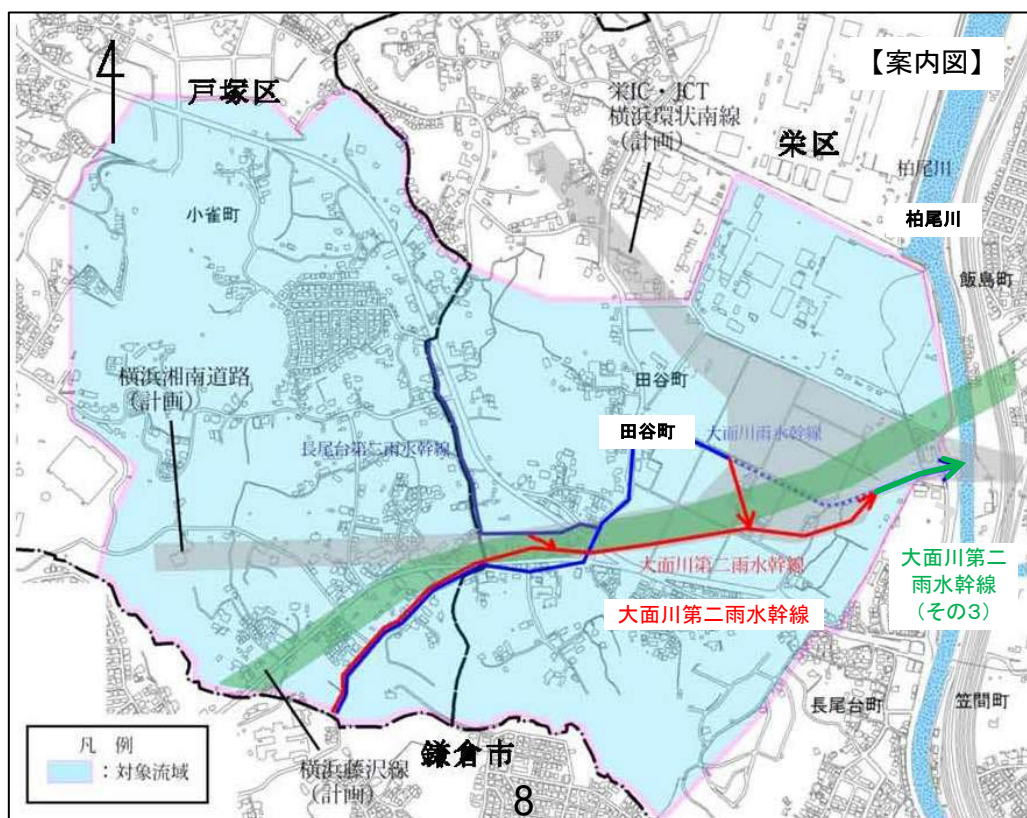
(3) 工事概要（その 3 工事）

ア 工 事 名：栄処理区大面川第二雨水幹線下水道整備工事（その 3）

イ 発 注 課：横浜市環境創造局管路整備課

ウ 施工業者：宮内・水村建設共同企業体

エ 工事期間：平成 29 年 12 月 21 日～令和元年 7 月 31 日（予定）



2 飯島地区の浸水対策について【下水道事業】

飯島地区南部の浸水被害の軽減に向け、飯島雨水調整池の整備を行います。昨年度は、雨水調整池及びこれに付随する雨水管の土質調査及び基本設計を実施しました。

この整備により、飯島地区（低地区）約11haの区域を計画降雨（概ね60mm/hr）に対して安全となるように改善します。

（担当課：環境創造局下水道施設整備課）

【スケジュール】

令和元年度 詳細設計、JR 協議
 令和2年度 工事着手（予定）
 令和6年度 供用開始（予定）

【整備概要（雨水調整池）】

工事名称：飯島雨水調整池築造工事

施設規模：地上2階、地下2階

幅30m×長さ40m

地下深さ26m/地上高さ11m

貯留容量：約15,600m³（溜めきり型）

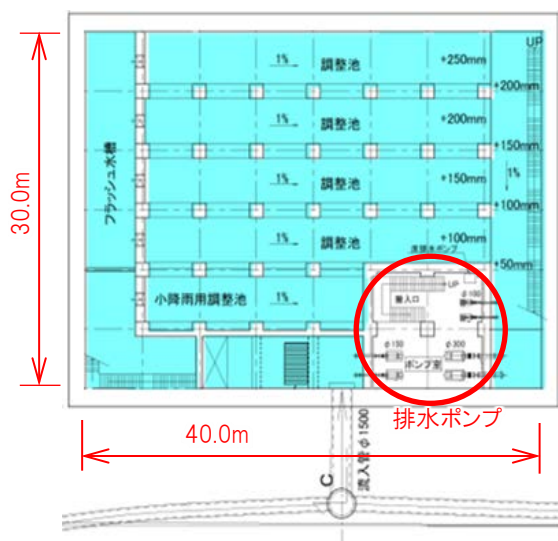
主要設備：

主排水ポンプ φ250×8.8m³/分×2台

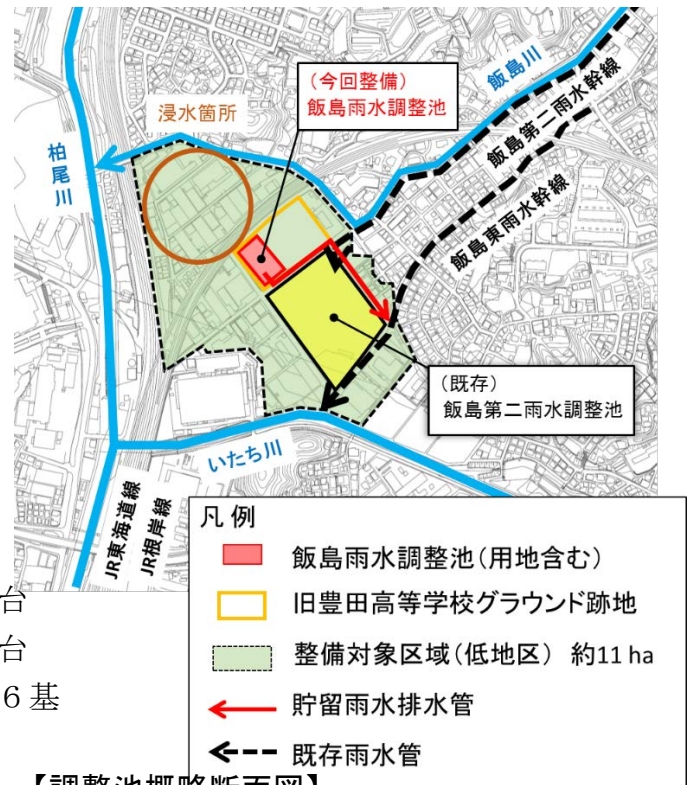
小降雨排水ポンプ φ150×2.1m³/分×2台

ゲート設備 流入ゲート・フラッシュゲート 6基

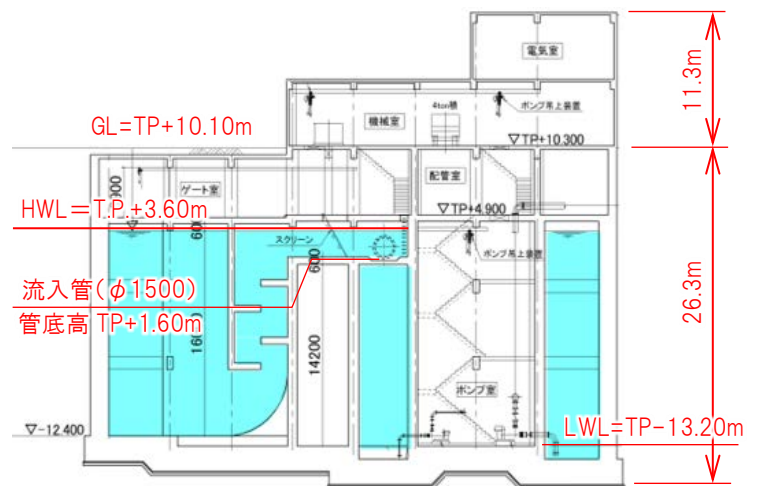
【調整池概略平面図】



【案内図】



【調整池概略断面図】



3 いたち川の河道等安全確保対策事業について【河川事業】

2級河川いたち川については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（2018年12月閣議決定）により、国費を導入して、河道内の樹木伐採を実施し流下阻害対策を進め、大雨等の自然災害に備えます。

(1) 事業概要

- ア 委託名：平成30年度いたち川河道等安全確保対策委託
- イ 発注課：横浜市道路局河川事業課
- ウ 施工業者：都市総合緑地株式会社
- エ 工事期間：平成31年4月25日～令和元年9月30日
- オ 施行区間：2級河川いたち川全域（柏尾川合流点～神戸橋）

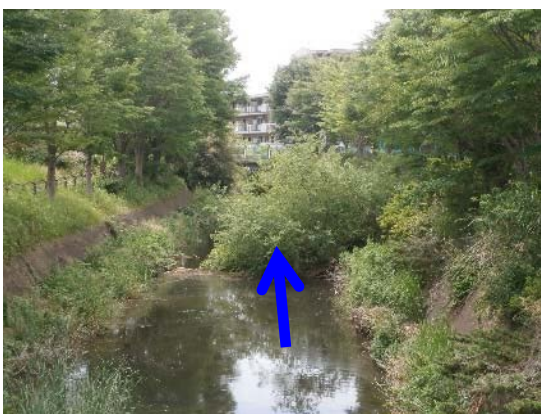
■主な施工箇所



城山橋上流



日東橋



青葉橋上流



尾月橋上流

即時避難勧告対象区域の更新（庄戸五丁目の一部除外）について

「土砂災害警戒情報」の発表とともに、区長名により避難勧告を発令する対象区域（以下「即時避難勧告対象区域」という。）を更新します。

1 更新箇所

庄戸五丁目の崖地を対象外とします。

2 除外理由

庄戸五丁目の崖地は、平成31年4月26日に対策工事（モルタル吹付工、補強土擁壁）が完了し、即時避難勧告対象区域の基準から外れるため。

3 更新日

令和元年7月1日（月）

4 更新後の区内対象区域

上郷町の一部（3箇所）、公田町の一部（4箇所）、小菅ヶ谷二、三丁目の一部、長尾台町の一部
部 合計9区域 現況40世帯

5 その他

- (1) 今回、即時勧告対象区域の対象外となった4世帯及び当該町内会、地区連合町内会長には、御説明済です。
- (2) 今回の更新に伴う記者発表は行いません。
- (3) 市ホームページは、併せて更新します。

担 当：総務課 御所脇、江田、中山
電 話：894-8311
Eメール：sa-bosai@city.yokohama.jp

裏面あり

工事前

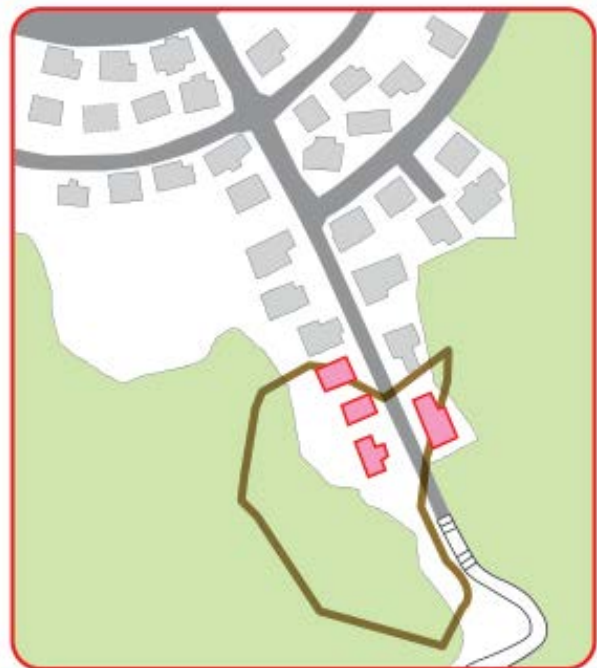


工事後



避難勧告地域

栄区庄戸5丁目の一部



20170801

緊急速報メールの周知について

○緊急速報メールについて

土砂災害警戒情報が発表された際、市民の皆さまにがけ崩れの危険等をお知らせするため、神奈川県から「緊急速報メール」が配信されます。【※1】

また、横浜市からも、土砂災害警戒情報の発表とともに即時避難勧告対象区域としてあらかじめお知らせしている区域に対し避難勧告を発令し、配信対象区に対して「緊急速報メール」を配信します。【※2】【※3】

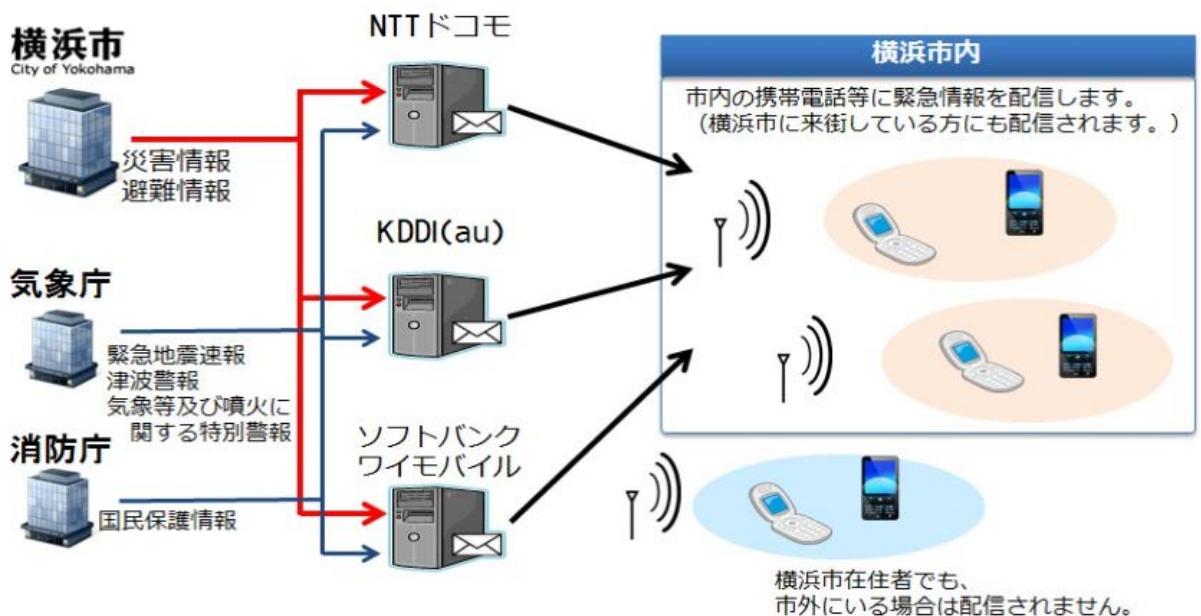
平成 31 年 3 月 25 日より運用が開始されています。

【※1】 神奈川県から土砂災害警戒情報が発表されたことをお知らせするメールです。

【※2】 横浜市から対象区域に対して避難勧告を発令したことをお知らせするメールです。

【※3】 横浜市から避難勧告対象区域の詳細をお知らせするメールです。

- ・土砂災害警戒情報が発表されると、計 3 通のメールが対象区域内にいる方に配信されます。



栄区風水害に伴う避難所開設の見直し（暫定）について

1 趣 旨

令和元年6月から横浜市が発信する「防災情報」及び、横浜市が避難勧告を発令した際に発信する「緊急速報メール」において「警戒レベル」が表示されることとなりました。

栄区では、これまで土砂災害については避難勧告、及び避難準備・高齢者等避難開始^{※1}発令時における対応が規定されていましたが、今回の警戒レベル表示^{※2}開始、及び平成30年に発表された神奈川県による「浸水想定見直し」に併せ、浸水等を想定した水害についての対策の運用基準について必要な見直し（暫定）^{※3}を行うこととします。

※1：大雨警報発令中、日没から翌日の出までの間に土砂災害警戒情報が発せられる可能性が高い。
 または日中においても台風等の急速な接近により同情報が発せられる可能性が高い場合に、気象台と広域自治体間が調整し発令します。

※2：本年6月以後は「避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3」、「避難勧告」は「警戒レベル4」の表示が付されます。

※3：神奈川県浸水想定見直しを踏まえた本市（道路局）の浸水想定調査結果は、早くても令和2年当初までかかる予定のため、本年度の出水期を控え、見直し（暫定）として対応します。

2 対 応

【発令の基準（河川）】（栄区災害対策マニュアルより）

- ・避難勧告：「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨により引き続きさらに水位の上昇が見込まれる場合。等
- ・避難準備・高齢者等避難開始：「避難判断水位」に到達し、かつ上流域の降雨等により引き続き水位の上昇が見込まれる場合。等

栄区における避難所開設の変更

	見直し（暫定）（案）	現行
指定避難所	避難勧告発令時に区職員が開設 ・飯島中 避難準備・高齢者等避難開始発令時に区職員が開設 ・千秀小、笠間小	避難勧告発令時に区職員が開設 ・豊田小、飯島中、千秀小、笠間小 避難準備・高齢者等避難開始発令 ・状況に応じて一時避難所を開設
一時避難所	現行のまま	状況に応じて開設（自主開設） ・長尾台町内会館、千秀センター、飯島町内会館、笠間ゆうわ館、鎌倉自動車学校

(参考)

土砂災害対応における「土砂災害警戒情報」発令時、区長名での避難勧告及び避難所開設は全市統一基準ですが、「避難準備・高齢者等避難開始」発令時における避難所開設は各区の判断によるとされています。栄区はこの場合避難所を開設する運用としており、現行4か所（長尾台町内会館^{※1}、本郷台小、桂公田町会館、旧庄戸中）を開設します。

また、本年7月1日に、即時避難勧告対象地域の一部解除（庄戸5丁目の一部）を予定していますが、避難所の数は4か所から変更はありません。

※1：水害対策運用見直し（暫定）における一時避難所機能を兼ねます。

3 今後のスケジュール

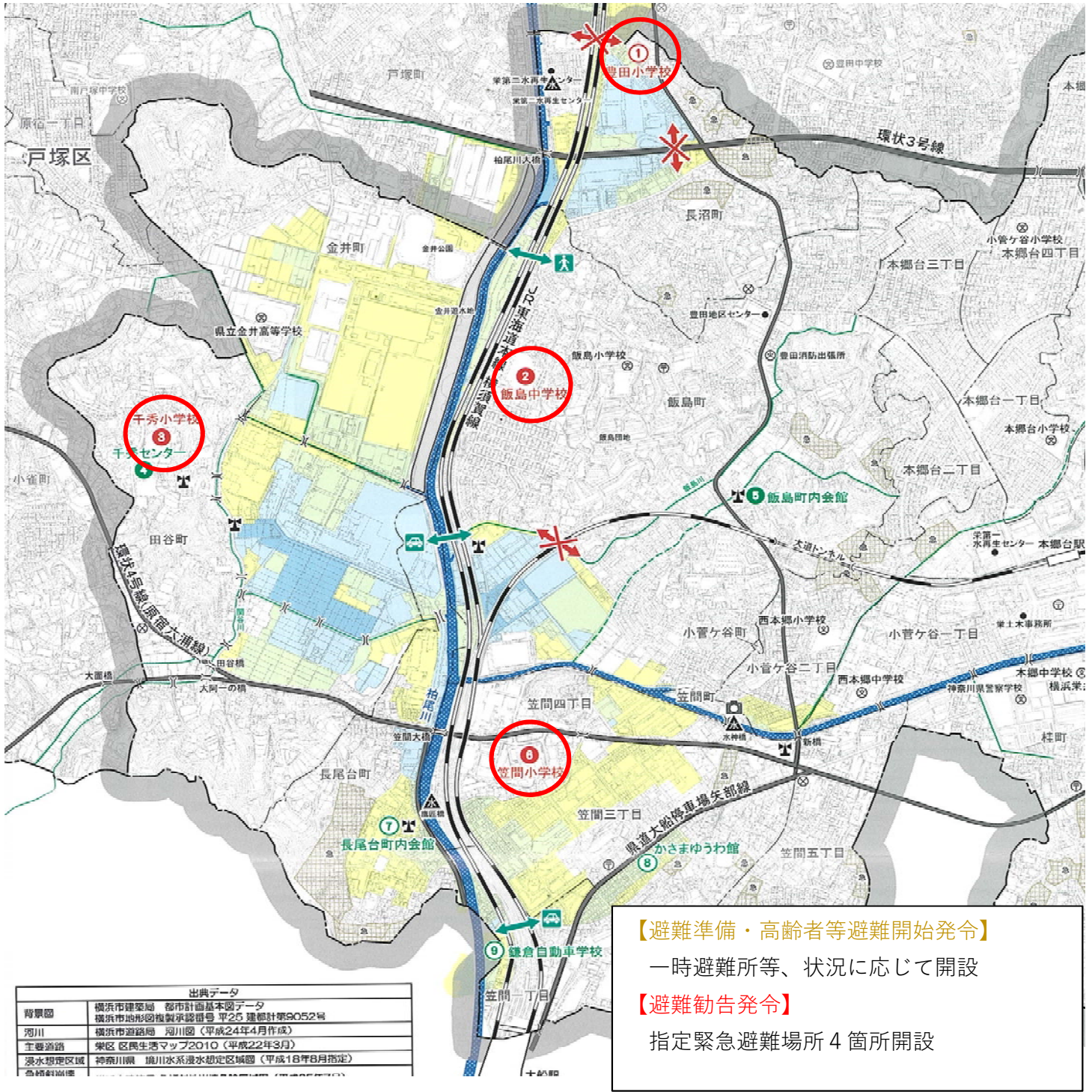
- 1 6月20日、区水害対策連絡協議会において説明
- 2 区役所内での周知説明
- 3 7月1日、暫定案の運用開始

4 資料

- 1 河川に対する避難所開設（現行、暫定案）
- 2 土砂に対する避難所開設（現行、暫定案）

河川に対する避難所開設

現行



【避難準備・高齢者等避難開始発令】
 一時避難所等、状況に応じて開設

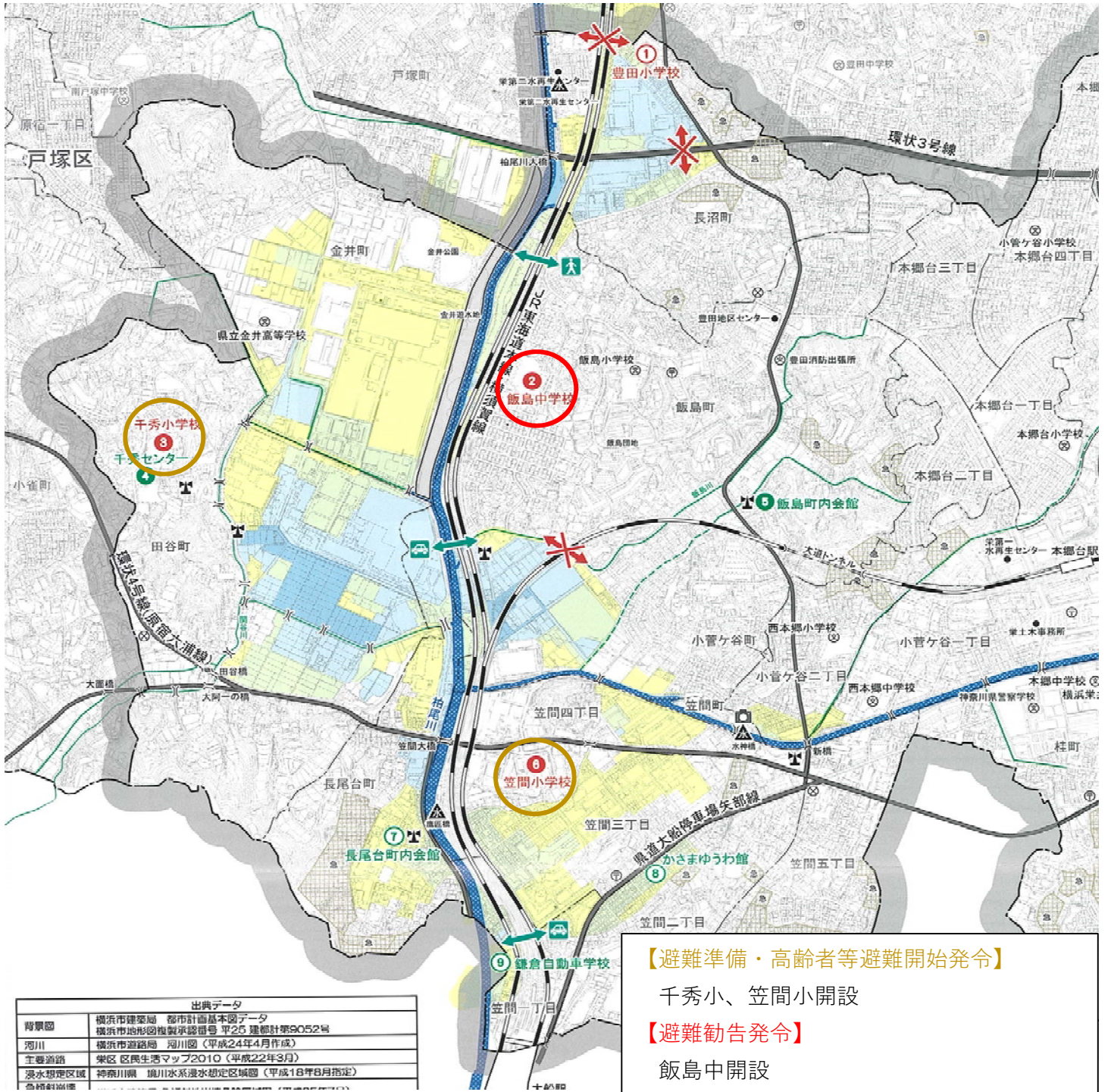
【避難勧告発令】
 指定緊急避難場所 4箇所開設

出典データ	
背景図	横浜市建築局 都市計画基本図データ 横浜市地形図複製承認番号 平25 建都計第9052号
河川	横浜市道路局 河川図（平成24年4月作成）
主要道路	栄区 区民生活マップ2010（平成22年3月）
浸水想定区域 魚鱗斜尚標	神奈川県 荒川水系浸水想定区域図（平成18年8月指定）

一時避難所	指定緊急避難場所
④ 千秀センター	① 豊田小学校（体育館浸水想定）
⑤ 飯島町内会館	② 飯島中学校
⑦ 長尾台町内会（一部の階に浸水恐れ）	③ 千秀小学校
⑧ かさまゆうわ館（一部の階に浸水恐れ）	⑥ 笠間小学校
⑨ 鎌倉自動車学校（一部の階に浸水恐れ）	

河川に対する避難所開設

暫定案



出典データ	
背景図	横浜市建築局 都市計画基本図データ 横浜市地形図複製承認番号 平25 建都計第9052号
河川	横浜市道路局 河川図（平成24年4月作成）
主要道路	栄区 区民生活マップ2010（平成22年3月）
浸水想定区域 魚鱗斜尚標	神奈川県 利根川水系浸水想定区域図（平成18年8月指定）

【避難準備・高齢者等避難開始発令】
 千秀小、笠間小開設

【避難勧告発令】
 飯島中開設

一時避難所	指定緊急避難場所
④ 千秀センター	① 豊田小学校（体育館浸水想定）要調整
⑤ 飯島町内会館	② 飯島中学校
⑦ 長尾台町内会（一部の階に浸水恐れ）	③ 千秀小学校
⑧ かさまゆうわ館（一部の階に浸水恐れ）	⑥ 笠間小学校
⑨ 鎌倉自動車学校（一部の階に浸水恐れ）	